

教職課程に関する規程

用語解説

（総 則）

第1条 卒業後中学校又は高等学校の教員の免許状（以下「免許状」という。）の授与を受けようとする者は、次条以下に定める方法によって教職課程を履修しなければならない。

（免許状の種類）

第2条 本学の各学部・研究科がそれぞれ学科・専攻ごとに教職課程として認定を受けている免許状の種類及び教科は次のとおりである。

学部・研究科	学科・専攻	免許状の種類	教科	
学部	経済学部	経済学科	中学校教諭一種免許状	社 会
			高等学校教諭一種免許状	地 理 歴 史 公 民 業
		ヒューマンエコノミー学科	中学校教諭一種免許状	社 会
			高等学校教諭一種免許状	地 理 歴 史 公 民 業
	経営学部	経営学科	中学校教諭一種免許状	社 会
			高等学校教諭一種免許状	公 民 業
		マーケティング学科	中学校教諭一種免許状	社 会
			高等学校教諭一種免許状	公 民 業 情 報
	心理学部	心理学科	中学校教諭一種免許状	社 会
			高等学校教諭一種免許状	公 民
	社会学部	社会学科	中学校教諭一種免許状	社 会
			高等学校教諭一種免許状	公 民
	国際教養学部	アジア学科	中学校教諭一種免許状	社 会 中 国 語 語
			高等学校教諭一種免許状	地 理 歴 史 公 中 国 語 語
英語コミュニケーション学科		中学校教諭一種免許状	英 語	
		高等学校教諭一種免許状	英 語	
大学院	経済学研究科	経済学専攻	中学校教諭専修免許状	社 会
			高等学校教諭専修免許状	公 民
	経営学研究科	経営学専攻	中学校教諭専修免許状	社 会
			高等学校教諭専修免許状	公 民 業 情 報
	心理学研究科	心理学専攻	中学校教諭専修免許状	社 会
			高等学校教諭専修免許状	公 民
	文学研究科	社会学専攻	中学校教諭専修免許状	社 会
			高等学校教諭専修免許状	公 民
		中国文化専攻	中学校教諭専修免許状	社 会
			高等学校教諭専修免許状	地 理 歴 史 公 民
英文学専攻	英文学専攻	中学校教諭専修免許状	英 語	
		高等学校教諭専修免許状	英 語	

(一種免許状)

第3条 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の授与を受けるためには、本条の定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

1 共通科目（基本科目、外国語科目、体育科目）

(1) 共通科目は、教員には高い見識と豊かな教養が求められることに鑑み、自発的に幅広く履修するものとする。

(2) 共通科目のうち、次の各号に定める科目については、次の指示に従って所定の単位を修得しなければならない。

- ① 日本国憲法に関する科目 2 単位以上修得すること。
- ② 体育に関する科目の講義及び実技の両方を履修し、2 単位以上修得すること。
- ③ 外国語コミュニケーションに関する科目 2 単位以上修得すること。
- ④ 情報機器の操作に関する科目 2 単位以上修得すること。

2 教職に関する科目

教職に関する科目は、次表に従って履修するものとする。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学開講科目及び単位数	履修方法	配当年次	
教職の意義等に関する科目	教職概論	2	必修	1 年以上
教育の基礎理論に関する科目	教育原論	2	必修	1 年以上
	教育史	2	選択	2 年以上
	教育心理学	2	必修	2 年以上
	障害児教育論 1	2	選択	2 年以上
	障害児教育論 2	2	選択	2 年以上
	教育行政学	2	必修	1 年以上
	比較教育学	2	選択	2 年以上
	教育法学	2	選択	2 年以上
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2	必修	2 年以上
	社会科教育論 1 (地理歴史分野)	2	選択必修	2 年以上
	社会科教育論 2 (公民分野)	2		2 年以上
	社会科・地理歴史科教育論	2		2 年以上
	社会科・公民科教育論	2		2 年以上
	商業科教育論 1	2		2 年以上
	商業科教育論 2	2		2 年以上
	情報科教育論 1	2		2 年以上
	情報科教育論 2	2		2 年以上
	英語科教育論 1	2		2 年以上
	英語科教育論 2	2		2 年以上
	英語科教育研究 1	2		3 年以上
	英語科教育研究 2	2		3 年以上
	中国語科教育論 1	2		2 年以上
	中国語科教育論 2	2		2 年以上
	中国語科教育研究 1	2		3 年以上
	中国語科教育研究 2	2		3 年以上
	国語科教育論 1	2		2 年以上
	国語科教育論 2	2		2 年以上
	国語科教育研究 1	2		3 年以上
国語科教育研究 2	2	3 年以上		
道徳教育論	2	中一種免のみ必修	2 年以上	
特別活動論	2	必修	2 年以上	
教育方法学	2	必修	1 年以上	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2	必修	2 年以上
	教育相談	2	必修	2 年以上
教育実習	教育実習 1	2	必修	4 年
	教育実習 2	2	中一種免のみ必修	4 年
	教育実習事前・事後指導	2	必修	4 年
教職実践演習	教職実践演習 (中・高)	2	必修	4 年

備考 1 教科教育論、教科教育研究は、受けようとする免許状の教科ごとに単位を修得しなければならない。

- 2 教育実習の履修方法については、別に本規程第5条に定めるところによるものとする。
- 3 選択科目は、障害児教育論 1、障害児教育論 2、社会問題論のいずれか 2 単位を含めて、8 単位以上を修得するものとする。

3 教科又は教職に関する科目

教科又は教職に関する科目は、次表に従って履修するものとする。なお、介護等体験の履修方法については、別に本規程第6条に定めるところによるものとする。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学開講科目及び単位数	履修方法	配当年次	
教科又は教職に関する科目	道徳教育論	2	高一種免のみでも履修可	2年以上
	介護等体験	2	中一種免のみ必修	3年以上
	教職教養演習1	2		3年以上
	教職教養演習2	2		3年以上
	社会問題論	2		2年以上
	社会教育概論1	2		2年以上
	社会教育概論2	2		2年以上

備考 道徳教育論は、中学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者の場合、前掲の教職に関する科目として必ず単位を修得しなければならない。

4 教科に関する科目

教科に関する科目は、受けようとする免許状の教科ごとに、次表に従って履修するものとする。

① 中学校教諭一種免許状（社会）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学開講科目及び単位数	履修方法	
日本史及び外国史	日本史概説1	2	必修
	日本史概説2	2	
	西洋史概説1	2	
	西洋史概説2	2	
	東洋史概説1	2	
	東洋史概説2	2	
地理学（地誌を含む。）	人文地理学概説1	2	必修
	人文地理学概説2	2	
	自然地理学概説1	2	
	自然地理学概説2	2	
	地誌学1	2	
	地誌学2	2	
「法学、政治学」	法学概論1	2	} 必ずセットで履修すること } } 必ずセットで履修すること }
	法学概論2	2	
	政治学概論1	2	
	政治学概論2	2	
「社会学、経済学」	社会学概論1	2	} 4単位以上選択 (各学科ごとに指定) }
	社会学概論2	2	
	経済原論1	2	
	経済原論2	2	
	経済原論I	4	
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論1	2	} 4単位以上選択 }
	哲学概論2	2	
	倫理学概論1	2	
	倫理学概論2	2	
計	履修方法に従って36単位以上修得すること		

② 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学開講科目及び単位数		履修方法
日 本 史	日 本 史 概 説 1	2	必修
	日 本 史 概 説 2	2	必修
外 国 史	西 洋 史 概 説 1	2	必修
	西 洋 史 概 説 2	2	必修
	東 洋 史 概 説 1	2	必修
	東 洋 史 概 説 2	2	必修
人文地理学及び自然地理学	人 文 地 理 学 概 説 1	2	必修
	人 文 地 理 学 概 説 2	2	必修
	自 然 地 理 学 概 説 1	2	必修
	自 然 地 理 学 概 説 2	2	必修
地 誌	地 誌 学 1	2	必修
	地 誌 学 2	2	必修
計	履修方法に従って24単位以上修得すること		

③ 高等学校教諭一種免許状（公民）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学開講科目及び単位数		履修方法
「法律学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）」	法 律 学 概 論 1	2	}必ずセットで履修すること }必ずセットで履修すること }4単位以上選択
	法 律 学 概 論 2	2	
	政 治 学 概 論 1	2	
	政 治 学 概 論 2	2	
「社会学、 経済学（国際経済を含む。）」	社 会 学 概 論 1	2	}4単位以上選択 (各学科ごとに指定)
	社 会 学 概 論 2	2	
	経 済 原 論 1	2	
	経 済 原 論 2	2	
	経 済 原 論 1	4	
	国 際 経 済 学 1	2	
「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」	国 際 経 済 学 2	2	}4単位以上選択
	国 際 経 済 学 4	4	
	哲 学 概 論 1	2	
	哲 学 概 論 2	2	
	倫 理 学 概 論 1	2	
	倫 理 学 概 論 2	2	
心 理 学 の 歴 史	2	}4単位以上選択	
心 理 学 体 系 論	2		
計	履修方法に従って24単位以上修得すること (上記の表に掲げる科目で単位が不足する場合は、所属学科の 学科科目のうち、公民に関する科目を以て充当すること)		

④ 高等学校教諭一種免許状（商業）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学開講科目及び単位数	履修方法	
商業の関係科目	経営学概論 1	2	左記に示す科目のほか、所属学科の学科科目のうち商業に関する科目より選択（学科により指定科目あり）
	経営学概論 2	2	
	入門簿記	2	
	初級簿記	2	
	会计学原理 1	2	
	会计学原理 2	2	
	財政学 1	2	
	財政学 2	2	
	ファイナンス論 1	2	
	ファイナンス論 2	2	
	商法（総則・商行為）	2	
	会社法 1	2	
	会社法 2	2	
商法（手形法・小切手法）	2		
職業指導	職業指導論	2	必修
計	履修方法に従って24単位以上修得すること		

⑤ 高等学校教諭一種免許状（情報）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学開講科目及び単位数	履修方法	
情報社会及び情報倫理	情報リテラシー 1	2	必修
	情報リテラシー 2	2	必修
	経営情報論 1	2	必修
	経営情報論 2	2	必修
コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	プログラミング演習 1	2	必修
	情報科学概論 1	2	
	情報科学概論 2	2	
情報システム（実習を含む。）	プログラミング演習 2	2	必修 必修科目を含め10単位以上選択
	マネジメント・システム論 2	2	
	ソフトウェア・システム論 1	2	
	ソフトウェア・システム論 2	2	
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	通信ネットワーク	2	必修
マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	マルチメディア	2	必修
情報と職業	情報と職業	2	必修
計	履修方法に従って24単位以上修得すること		

⑥ 中学校教諭一種免許状（英語）及び高等学校教諭一種免許状（英語）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学開講科目及び単位数		履修方法
英 語 学	英 語 学 概 論 1	2	必修 必修 必修 必修
	英 語 学 概 論 2	2	
	英 語 音 声 学 1	2	
	英 語 音 声 学 2	2	
英 米 文 学	英 文 学 概 論 1	2	} どちらか1科目を 必ず履修すること
	英 文 学 概 論 2	2	
	米 文 学 概 論 1	2	} どちらか1科目を 必ず履修すること
	米 文 学 概 論 2	2	
英 語 コミュニケーション	英 語 コミュニケーション1	2	必修 必修
	英 語 コミュニケーション2	2	
異 文 化 理 解	イギリス文化講義	2	} 4単位以上選択
	アメリカ文化講義	2	
	イギリス史	2	
	アメリカ史	2	
計	履修方法に従って24単位以上修得すること (上記の表に掲げる科目で単位が不足する場合は、所属学科の学 科科目のうち、英語に関する科目を以て充当すること)		

⑦ 中学校教諭一種免許状（中国語）及び高等学校教諭一種免許状（中国語）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学開講科目及び単位数		履修方法
中 国 語 学	専修中国語中級講読1	2	必修 必修 必修 必修
	専修中国語中級講読2	2	
	専修総合中国語1	2	
	専修総合中国語2	2	
中 国 文 学	中国の文学1	2	} 4単位以上選択
	中国の文学2	2	
	現代中国の文芸1	2	
	現代中国の文芸2	2	
中国語コミュニケーション	専修中国語中級会話1	2	} 4単位以上選択
	専修中国語中級会話2	2	
	専修中国語上級会話1	2	
	専修中国語上級会話2	2	
異 文 化 理 解	アジア研究入門1	2	} 4単位以上選択
	アジア研究入門2	2	
	アジアフィールドワーク1	4	
計	履修方法に従って24単位以上修得すること (上記の表に掲げる科目で単位が不足する場合は、所属学科の学 科科目のうち、中国語に関する科目を以て充当すること)		

用語解説

⑧ 中学校教諭一種免許状（国語）及び高等学校教諭一種免許状（国語）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学開講科目及び単位数	履修方法	
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	国語学 1	2	必修
	国語学 2	2	必修
	国語学 史 2	2	必修
	日本語学 1	2	必修
	日本語学 2	2	必修
	応用日本語 1	2	
	応用日本語 2	2	
	日本語の諸相 1	2	
	日本語の諸相 2	2	
	言語の科学 1	2	
	言語の科学 2	2	
国文学（国文学史を含む。）	日本文学史 1	2	必修
	日本文学史 2	2	必修
	日本文学概説 1	2	必修
	日本文学概説 2	2	必修
	日本の芸能と文学 1	2	
	日本の芸能と文学 2	2	
漢文学	漢文学 学	2	必修
	日本語のための古典 1	2	必修
	日本語のための古典 2	2	
書道（書写を中心とする。）	書道 1	2	中一種免のみ必修 (高一種免のみの場合は、履修不可)
	書道 2	2	
計	履修方法に従って中一種免は 26 単位以上、高一種免は 22 単位以上修得すること		

(専修免許状)

第4条 中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の授与を受けるためには、本条に定める以下の要件をすべて満たさなければならない。

- 1 当該学校及び教科について、一種免許状の授与資格を有すること。
- 2 修士の学位を有すること。
- 3 本大学院において、当該教科に関する科目又は教職に関する科目について、24単位以上を修得すること。なお、心理学専攻において「学校心理学」、「臨床心理学」、「発達心理学・教育心理学」、「社会心理学」のいずれかの分野の記入を受けることができる。分野の記入を受ける場合の科目・単位数並びに履修方法は別表のとおりとする。

(教育実習)

第5条 本規程第3条2に規定する教職に関する科目のうち、教育実習の履修方法については、本条の定めるところによるものとする。

- 1 教育実習を4年次において履修するためには、以下の要件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 当該年度において、卒業見込みであること。
 - (2) 前年度までに、教職に関する科目のうち、教職概論2単位並びに、教育原論、教育行政学、教育方法学の3科目から4単位以上、及び教育実習に係る教科教育論4単位以上、計10単位以上を修得し、かつ選択科目については障害児教育論1、障害児教育論2、社会問題論のいずれか2単位を含めて8単位以上を修得していること。
 - (3) 前年度までに教科に関する科目について、社会科については24単位以上、その他の教科については16単位以上を修得し、かつ当該年度において、免許状授与に必要な単位をすべて修得見込みであること。
- 2 教育実習の要件のうち一部を欠く者については、教職課程委員会で協議の上、教育実習の履修を認めることがある。
- 3 教育実習は、追手門学院中学校、同高等学校もしくは本学の指定する学校において実施する。
- 4 教育実習を履修する者は、実習費として所定の額を納付しなければならない。
- 5 その他、教育実習の実施に関する詳細は、その都度これを定める。

(介護等体験)

第6条 介護等体験の履修方法については、本条の定めるところによるものとする。

- 1 介護等体験は、特別支援学校、社会福祉施設等において実施する。
- 2 介護等体験を履修する者は、実習費として所定の額を納付しなければならない。
- 3 その他、介護等体験の実施に関する詳細は、その都度これを定める。

附則

この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 2 年 3 月 31 日以前の入学者及び編入学者については、従来の規程を適用する。

附則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規程については、平成 2 年度入学者から適用する。

附則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、1993 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、1994 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、1995 年 4 月 1 日から施行する。ただし、1995 年 3 月 31 日以前の入学者及び編入学者については、従来の規程を適用する。

附則

この規程は、1996 年 4 月 1 日から施行する。ただし、1996 年 3 月 31 日以前の入学者及び編入学者については、従来の規程を適用する。

附則

この規程は、1998 年 4 月 1 日から施行する。ただし、1998 年 3 月 31 日以前の入学者及び編入学者については、従来の規程を適用する。

附則

この規程は、1999 年 4 月 1 日から施行する。ただし、1999 年 3 月 31 日以前の入学者及び編入学者については、従来の規程を適用する。

附則

この規程は、2000 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2000 年 3 月 31 日以前の入学者及び編入学者については、従来の規程を適用する。

附則

この規程は、2001 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2001 年 3 月 31 日以前の入学者及び編入学者については、従来の規程を適用する。

附則

この規程は、2002 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2002 年 3 月 31 日以前の入学者及び 2002 年 3 月 31 日以前の編入学者については、従来の規程を適用する。

附則

この規程は、2003年4月1日から施行する。ただし、2003年3月31日以前の入学者及び2003年3月31日以前の編入学者については、従来規程を適用する。

附則

この規程は、2004年4月1日から施行する。ただし、2004年3月31日以前の入学者及び2004年3月31日以前の編入学者については、従来規程を適用する。

附則

この規程は、2005年4月1日から施行する。ただし、2005年3月31日以前の入学者及び2007年3月31日以前の編入学者については、従来規程を適用する。

附則

この規程は、2006年4月1日から施行する。ただし、2006年3月31日以前の入学者及び2008年3月31日以前の編入学者については、従来規程を適用する。

附則

この規程は、2007年4月1日から施行する。ただし、2007年3月31日以前の入学者及び2009年3月31日以前の編入学者については、従来規程を適用する。

附則

この規程は、2008年4月1日から施行する。ただし、2008年3月31日以前の入学者及び2010年3月31日以前の編入学者については、従来規程を適用する。

附則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2010年4月1日から施行する。ただし、2010年3月31日以前の入学者及び2012年3月31日以前の編入学者については、従来規程を適用する。

附則

この規程は、2011年4月1日から施行する。ただし、2011年3月31日以前の入学者及び2013年3月31日以前の編入学者については、従来規程を適用する。

別表

「学校心理学」分野の記入に関する科目

本学開講科目	単位数	履修方法
教育心理学特論	2	必修
生涯教育心理学演習	2] 選択必修
認知心理学特論	2	
臨床発達心理学特論	2] 選択必修
言語発達特論	2	
教育臨床心理学特論	2	必修
心理アセスメント演習1	2] 選択必修
心理アセスメント演習2	2	
学校カウンセリング特論	2	必修
障害者(児)心理学特論	2	必修
進路指導特論	2	必修
計	履修方法に従って16単位以上修得すること	

「臨床心理学」分野の記入に関する科目

本学開講科目	単位数	履修方法
臨床心理学特論1	2	必修
臨床心理学特論2	2	必修
臨床心理面接特論1	2	必修
臨床心理面接特論2	2	必修
臨床心理アセスメント演習1	2	必修
臨床心理アセスメント演習2	2	必修
臨床心理学研究法特論1	2	必修
臨床心理学研究法特論2	2	必修
精神医学特論	2	必修
計	18	すべての科目を修得すること

「発達心理学・教育心理学」分野の記入に関する科目

本学開講科目	単位数	履修方法
教育心理学特論	2	必修
生涯教育心理学演習	2	必修
臨床発達心理学特論	2	必修
生涯発達心理学演習	2	必修
認知心理学特論	2	必修
記憶と言語	2	必修
計	12	すべての科目を修得すること

「社会心理学」分野の記入に関する科目

本学開講科目	単位数	履修方法
社会心理学特論	2	必修
上級社会心理学演習	2	必修
人格心理学特論	2	必修
環境心理学特論	2	必修
犯罪心理学特論	2	必修
心理統計法特論	2	必修
計	12	すべての科目を修得すること